

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法附則第五条
第一項の規定により変更の届出があつた件

五〇

○大規模小売店舗立地法第六条第一
項の規定により変更の届出があつた件二件

五〇

○大規模小売店舗立地法第六条第二
項の規定により変更の届出があつた件

五〇

○大規模小売店舗の変更の届出につ
いて意見があつた件

五〇

○土地改良事業計画を適当と決定し
た件

五〇

告 示

福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十一年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島

する件

○道路の区域を変更する件二件
○市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があつた件

五三

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件

五三

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

五四

○土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件

五四

○土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件二件

五四

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件

五四

福島県公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催する件

五五

市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社東京インテリア家具福島店 福島県福島市鳥谷野字岩田二十三番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三千八百平方メートル

(変更後) 七千二百五十九平方メートル

2 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(2) 収容台数(変更前) 九十三台

(変更後) 百六十五台

3 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(2) 収容台数(変更前) 十台

(変更後) 三十台

4 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

5 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(1) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(2) 容量(変更前) 三十四立方メートル

(変更後) 三十八立方メートル

6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時

(変更後) 開店時刻 午後七時三十分

(変更後) 閉店時刻 午前八時

(変更後) 閉店時刻 午後八時

7 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時

(変更後) 午前九時三十分から午後八時三十分

8 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数(変更前) 七か所

(2) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 七か所

(変更後) 七か所

(変更後) 七か所

(変更後) 七か所

(変更後) 七か所

(変更後) 七か所

9 (変更後) 別紙図面のとり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前十時から午後六時
(変更後) 午前九時から午後六時

三 変更しようとする年月日
平成二十二年四月十八日

四 届出年月日
平成二十一年八月十七日

五 届出をした者
株式会社東京インテリア家具

(「別紙図面」は、省略し、その図面及び書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか

二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 名称 有限会社赤門
代表者の氏名 代表取締役 福田 輝夫
住所 福島県相馬市馬場野字雨田五十番地

名称 株式会社ホットマン
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信幸
住所 宮城県仙台市太白区西多賀四丁目四番十七号

(変更後) 名称 有限会社赤門
代表者の氏名 代表取締役 福田 輝夫
住所 福島県相馬市馬場野字雨田五十番地

2 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 福島県相馬市馬場野字雨田百十八番地一ほか
(変更後) 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延
住所 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡二丁目七番十号

名称 株式会社ホットマン
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信幸
住所 宮城県仙台市太白区西多賀四丁目四番十七号

(変更後) 名称 株式会社デンコードー
代表者の氏名 代表取締役 井上 元延
住所 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡二丁目七番十号

三 変更した年月日
平成二十一年七月三十日

四 届出年月日
平成二十一年八月十九日

五 届出をした者
有限会社赤門

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか

二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ケーズデンキ福島南店
(変更後) ケーズデンキ福島南本店

三 変更した年月日
平成二十一年八月六日

四 届出年月日
平成二十一年八月十九日

五 届出をした者
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

2 荷さばき施設の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

3 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十一年九月十八日

四 届出年月日

平成二十一年八月十七日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

（一別紙図面）は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二番地

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第一項の規定により、本宮市が前田地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年八月三十一日から（二十五日間）

同 年九月二十四日まで

三 縦覧の場所

本宮市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百三十六号

保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件（平成二十一年福島県告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一中「郡山市逢瀬町多田野字石坂三九」の下に「(国有林)」を加える。

（治山対策課）

福島県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	変更後
一般国道	伊達市月舘町御代田字	七・六	三九・一
		敷地の幅員	延 長
		(メートル)	(メートル)

三四九号	西六二番一地从先から 同 市月舘町御代田字 西五九番三地从先まで	変更後	九・六 九・四 一・〇	三九・一
------	--	-----	-------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道日中 喜多方線	喜多方市松山町鳥見山 字街道西五〇一五番四 五地从先から 同 市松山町村松字 北原三六〇九番二地从 先まで	変更前	六・五 一・〇	三七〇・〇
		変更後	九・五 二・〇	三七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 氏名 湯浅太郎
- 二 住所 郡山市開成五丁目三番三号

(建築指導課)

公 告

公告第四百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年八月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人波動塾
- 三 代表者の氏名
八百板 敬一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県本宮市本宮字下町五十番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、波動に関する講習会等の事業を行い、愛と慈悲の心を養い、心の安定と、正しい判断力を身につけ、反省と感謝と瞑想により、それらの波動エネルギーを高め、市民の健康に寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第四百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年八月十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人シラネススポーツアカデミー
- 三 代表者の氏名
白根 一英
- 四 主たる事務所の所在地
福島県白河市北堀切百二十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、白河地区の住民に対してウォーキング（ノルディックフィットネスウォーキング）の活動を主体に総合型地域スポーツクラブを設立し、スポーツ文化活動やイベントの開催、スポーツ文化に関する各種教室、高齢者及び幼児のスポーツ文化活動

の推進、健康維持、体力の向上に関する事業を行い、会員の健康管理、地域コミュニティの促進、高齢化社会の創造並びに青少年の健全育成など明るく豊かな、活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百七十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
グループホーム「CHAN T」	会津若松市住吉町一七一六	特定非営利活動法人CHAN T	福島県会津若松市門田町黒岩字南青木五	平成二十二年五月一日	共同生活援助	精神障害者
あさひ荘	喜多方市上三宮町上三宮字東川原三四一	医療法人 昨雲会	同 県喜多方市松山町村松字北原三六三四一	平成二十二年八月二〇日	同	同

(障がい福祉課)

公告第四百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

梁川町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 中山 好孝 伊達市梁川町大関字笠石四五番地

公告第四百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

梁川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 寺島 清一 伊達市梁川町大関字二羽渡一一番地

(農村計画課)

公告第四百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

西会津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 山口 博續 耶麻郡西会津町尾野本字森野甲一番地

同 薄 友喜 同 郡同 町野沢字上原乙二三八一番地六

(農村計画課)

公告第四百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年八月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

三春町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 鈴木 義孝 田村郡三春町大字柴原字神久保一〇〇番地

同 三瓶 幸吉 同 郡同 町大字沼沢字古館一五三番地

同 眞壁 稔 同 郡同 町大字過足字館九番地の一

5

経験者に対する講習 1時間
考查

初心者に対しては、講習終了後引き続き続いて1時間の考查を実施する。

(生活環境課)